

国際共同映像制作助成金交付審査要領

(目的)

第1条 この要領は、国際共同映像制作助成金交付要綱第8条第2項に定める、国際共同映像制作助成金交付審査委員会（以下「審査委員会」という。）の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第2条 審査委員会は、理事長が委嘱する委員をもって構成する。なお、委員の数は原則として7名以内とする。

- 2 審査委員会に委員長を置く。委員長は、一般財団法人さっぽろ産業振興財団（以下「財団」という。）職員とする。
- 3 委員長に事故があるときは、理事長の指定する委員がその職務を代理する。

(任期)

第3条 委員の任期は、委員委嘱の承認のあった日から、その日の属する財団の会計年度の3月末日までとする。

- 2 特定の職により審査委員会の委員となった者に異動があったときは、その後任者が引き続き審査委員会の委員となる。
- 3 前項による委員の任期は、現任委員の残任期間とする。

(審査委員会の開催)

第4条 審査委員会は委員長が必要に応じて招集する。

- 2 審査委員会の議長は、委員長をもって、会務の総括を行う。
- 3 審査委員会は、委員の過半数の出席をもって成立する。

(審査方法)

第5条 審査委員会の審査は、次のとおりとする。

- (1) 前条に定める審査委員会を開催し、申請書類及び申請者によるプレゼンテーションを参考に、別表に則り審査を行う。
- (2) 前号の審査の結果を踏まえ、審査委員会において協議の上、予算の範囲内で助成金交付候補者を決定する。

(会議の非公開)

第6条 審査委員会の会議は、会議の秘密に属する事項を保護するため、非公開とする。

(庶務)

第7条 審査委員会の庶務は、財団コンテンツ振興課で行うものとする。

(その他)

第8条 この要領に定めるもののほか、審査について必要な事項は、委員長が審査委員会に諮って定める。

附則

この要領は平成28年4月1日から施行する。

別表 (審査基準)

審査項目	配点 (100 点満点)
① 作品の放送・公開対象国	10 点
② 作品の露出効果	10 点
③ 作品の内容及び市内での映像制作期間	20 点
④ 市内事業者の関与	10 点
⑤ 人材育成の推進	10 点
⑥ 作品の規模、予算規模の妥当性	10 点
⑦ 映像制作の実績 ※札幌映像撮影コーディネーターを活用する場合は 5 点の加点あり	5 点 (加点あれば 10 点)
⑧ 他産業連携	15 点
⑨ 作品を活用したプロモーション展開への貢献	5 点
備考	
1 点数は、委員 1 人につき 100 点満点とする。	
2 各委員の合計点数を足したものと総合得点とし、合格基準は総合得点のうち 50%を得るものとする。	
3 札幌映像撮影コーディネーターを活用する場合は、加点 (5 点) する。	